

○学校法人神奈川歯科大学役員報酬規則

昭和63年3月28日

制定

(趣旨)

第1条 この規則は、学校法人神奈川歯科大学の理事長、理事並びに監事の報酬及び手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規則で役員とは、学校法人神奈川歯科大学寄附行為に定める理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 常勤の役員の報酬は、俸給及び賞与並びに手当とし、非常勤の役員については役員賞与並びに手当とする。

(報酬の支給)

第4条 常勤の役員の俸給の支給日は、毎月20日（その日が休日に当たるときは前日）とする。

(俸給)

第5条 常勤の役員の俸給月額、本人の経歴その他を考慮して理事会において決定する。

(賞与)

第6条 常勤の役員の賞与については、学校法人神奈川歯科大学給与規程の定めるところによる。

(手当)

第7条 常勤の役員の手当については、次のように定める。

理事長 月額 210,000円

理事 月額 130,000円

非常勤理事 月額 130,000円

監事 月額 130,000円

(非常勤の役員の賞与)

第8条 非常勤の役員の賞与については、次のとおりとする。

理事 300,000円（年2回 税込）

監事 300,000円（年2回 税込）

(非常勤の役員の交通費)

第9条 非常勤の役員の交通費については、実費を支給する。

(月の途中で就任又は退任した場合の報酬)

第10条 月の初日以外において新たに就任した常勤の役員に就任当月分の報酬を支給する場合は、俸給月額の日額に初日からその者が役員となった日の前日に至るまでの休日以外の日数を乗じて得た額を俸給月額から控除する。

2 月の末日以外の日において退任した常勤の役員に対する退任当月分の報酬を支給する場合には、俸給月額の日額にその者が退任した日の翌日から月の末日に至るまでの休日以外の日数を乗じて得た額を俸給月額から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の俸給は、当月分の俸給月額の全額を支給する。

(俸給の日額)

第11条 前条に規定する俸給の日額は、俸給月額を当該月の休日以外の日数で除して得た額とする。

(退任慰労金)

第12条 役員が退任したときは、退任慰労金を支給する。

2 退任慰労金に係る規程は、別に定める。

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴取した上で理事会の議を経て行うものとする。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

この規則は、平成2年4月1日から一部変更施行する。

この規則は、平成4年4月1日から一部変更施行する。

この規則は、平成9年4月1日から一部変更施行する。

この規則は、平成16年9月1日から一部変更施行する。

この規則は、平成21年9月1日から一部変更施行する。

この規則は、平成22年度から凍結とする。

この規則は、平成27年4月1日から一部変更施行する。

この規程は、平成29年10月1日から一部変更施行する。

この規程は、令和2年4月1日から一部変更施行する。